

## 平成31(令和元)年度分の 保険税(料)納付書を送付します ＝納期内納付にご協力を＝

「国民健康保険税納税通知書」と「後期高齢者医療保険料額決定通知書および納入通知書」を7月中旬に郵送します。納付の際は、納付する期分の納付書を確認のうえ、忘れずにお持ちください。

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料は、保険に加入している人(被保険者)を対象に、病気やけがの際に備えて、医療にかかる費用をお互いに負担し、支えあうための財源となるものです。

国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している方は、「給付を受ける権利」と同時に「保険税(料)を納める義務」があります。

### ◆国民健康保険税◆

#### 保険税率

保険税率は、納税通知書と同封のリーフレットをご覧ください。(平成30年度と同率)

#### 納付方法

特別徴収(年金から天引き)と普通徴収(口座振替や納付書による納付)の2種類です。

特別徴収は、次の要件にすべて該当した場合、対象となります。また、保険税を確実に納付している方は、国保年金課に申し出ることにより口座振替納付に変更できます。

- ・世帯主を含めた国民健康保険加入者全員が65歳から74歳までの世帯
- ・年金受給額が年額18万円以上
- ・国民健康保険税と介護保険料を合わせた額が年金額の2分の1を超えない

※10月から特別徴収が開始される方は、納税通知書の課税世帯明細書「年金から天引きさせていただく税額」欄に税額を記載してあります。

※災害や火災、病気、倒産またはリストラによる失業などで、国民健康保険税の納付が困難な場合、徴収猶予・換価の猶予などの制度、減免制度の適用などが認められる場合があります。お早めに、国保年金課または納税課までご相談ください。

#### 保険税の軽減

世帯の合計所得額が基準額(4月1日に一部拡充)以下の場合、保険税を軽減します。(所得の申告をしていないと軽減が受けられません)

##### ①平等割額の軽減

特定世帯(同一世帯内の国保被保険者が後期高齢者医療制度に移行したことにより、国保被保険者が単身となった世帯)は5年間、平等割が2分の1に軽減、6～8年目の特定継続世帯は4分の1を軽減します。

##### ②低所得世帯に対する軽減

国民健康保険税の軽減適用を受けている世帯で、後期高齢者医療制度への移行により国保被保険者数が減少しても、所得や世帯構成が変わらなければ、移行前と同様の軽減が受けられます。

##### ③被扶養者に係る減免

被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することで、当該被保険者の被扶養者から国保被保険者となった65歳以上の方は、申請することにより軽減が受けられます。

#### 非自発的理由で離職された方は申請を

平成22年3月31日以降に倒産・解雇などにより離職された65歳未満で、雇用保険特定受給資格者および特定理由離職者(非自発的失業者)の方は、離職翌日から翌年度末までの期間、申請することにより軽減が受けられます。(新たに、会社の健康保険に加入した時点で終了です)

#### 年度の途中で75歳を迎えられる方へ

国民健康保険に加入している方が、年度途中で75歳を迎えられた場合、国民健康保険に代わり後期高齢者医療保険に加入することになります。75歳になる前月分までは国民健康保険税として課税され、75歳を迎えた月からは後期高齢者医療保険料として、後日、納付書を送付します。

### ◆後期高齢者医療保険料◆

後期高齢者医療保険料は、被保険者一人ひとりに納めていただきます。

算定基礎 均等割額 41,000円 所得割率 7.89%  
保険料の上限額 62万円

#### 納付方法

特別徴収(年金から天引き)と普通徴収(口座振替や納付書による納付)の2種類ですが、特別徴収を優先します。

##### ①4月の年金から天引きされている方

すでに仮徴収(4月・6月・8月の年金から天引き)されている方は、決定した保険料から仮徴収を差し引いた金額を、10月から翌年2月に支給される年金から天引きします。

※納付済みの保険料が、決定した保険料額を上回る場合は、後日通知のうえ差額をお返しします。

##### ②年金から天引きされない方

年金受給額が年額18万円未満の方や介護保険料と後期高齢者医療制度の保険料を合わせた額が年金額の2分の1を超える方は、口座振替または納付書で納付してください。納期数は、国民健康保険税や介護保険料と同様の8回(7月～翌年2月)となります。

##### ③10月の年金から天引きされる方

平成30年10月1日～平成31年4月1日の期間に、八街市に転入された方や75歳になられた方(普通徴収対象者を除く)などは、7月～9月は納付書で納付し、10月の年金から天引きします。

※複数の年金を受給している方は、国民年金(老齢基礎年金)を優先し、1つの年金から天引きしますので、優先順位が2番目以降の年金が基準額以上であっても、保険料が天引きされない場合があります。

#### 納付方法の変更

特別徴収の方は、国保年金課に申し出ることにより口座振替による納付を選択できます。

#### 保険料の軽減

保険料額決定通知書に軽減額などが記載してあります。

①後期高齢者医療制度加入者と世帯主の合計所得が軽減判定以下の世帯は均等割を軽減します。

②後期高齢者医療制度に加入する直前、会社などの健康保険被扶養者であった方は、所得割はかからず均等割を軽減します。

※軽減後の均等割額は、保険料額決定通知書と同封のリーフレットをご覧ください。

#### 後期高齢者医療被保険者証が8月から新しくなります

後期高齢者医療制度に加入している方には、新しい被保険者証を7月下旬に簡易書留郵便で郵送しますが、届かない場合は国保年金課までご連絡ください。

新しい被保険者証(青色系統のあさぎ色)の有効期限は、令和2年7月31日です。

#### 限度額適用・標準負担額減額認定証の申請を

市県民税非課税世帯で、後期高齢者医療制度に加入している方が高額な外来診療を受けたとき、同じ医療機関で同月の窓口支払いが一定の金額に抑えられるとともに、入院した場合は、病院窓口で支払う医療費負担額と食事代が軽減される認定証の交付申請を受け付けています。

有効期限が平成31(令和元)年7月31日の認定証をお持ちの方で、8月以降も引き続き該当となる方は、新しい被保険者証と一緒に認定証を郵送します。(申請不要です)

※自己負担限度額は、世帯の所得状況により異なります。

### ◆便利で安心な口座振替をご利用ください◆

市では市税等の納付方法として口座振替を推奨しています。納税等通知書に同封の口座振替申込書のはがきに必要事項を記入のうえ、お申し込みください。

また、国民健康保険税は、取扱可能金融機関のキャッシュカードがあれば、依頼書(申込書)を記入し、国保年金課または納税課窓口にある専用端末にキャッシュカードを読み込ませ、暗証番号を入力するだけで、簡単に口座振替の手続きができます。

国保年金課 ☎443-1139